

【参考資料】

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(朝霞市税条例の一部を改正する条例)

総務部課税課

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和5年3月31日付けで行った朝霞市税条例の一部改正に係る専決処分について承認を求めるものです。

公布（専決）日：令和5年3月31日
施行日：①令和5年4月1日
②令和5年7月1日

◎改正内容 ○内数字は施行日の番号

第46条 ①令和5年4月1日
【給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等】
施行規則様式の新設に伴う改正

第48条第1項・第5項 ①令和5年4月1日
【法人の市民税の申告納付】
施行規則様式の新設に伴う改正

第50条第1項・第2項 ①令和5年4月1日
【法人の市民税に係る不足税額の納付の手続】
施行規則様式の新設に伴う改正
文言の整理

第82条第1号エ ②令和5年7月1日
【種別割の税率】
規則改正にあわせて改正

第98条第1項・第5項 ①令和5年4月1日
【たばこ税の申告納付の手続】
施行規則様式の新設に伴う改正

第101条第1項 ①令和5年4月1日
【たばこ税に係る不足税額等の納付手続】
施行規則様式の新設に伴う改正

附則第8条第1項 ①令和5年4月1日
【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第10条 ①令和5年4月1日

【読替規定】

法律改正にあわせて改正

附則第10条の2 ①令和5年4月1日

【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】

大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合

法規定の新設にあわせて新設

法律改正にあわせて改正

附則第10条の3第12項・第13項・第14項 ①令和5年4月1日

【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】

大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告

法規定の新設にあわせて新設

条例の項ズレによる改正

附則第10条の4第2項 ①令和5年4月1日

【平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】

法律改正にあわせて改正

附則第10条の5第2項 ①令和5年4月1日

【平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】

法律改正にあわせて改正

附則第10条の6 ①令和5年4月1日

【令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】

法規定の新設にあわせて新設

附則第15条の3 ①令和5年4月1日

【軽自動車税の環境性能割の非課税】

法律改正にあわせて削除

附則第15条の7 ①令和5年4月1日

【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】

法律改正にあわせて削除

附則第16条 ①令和5年4月1日

【軽自動車税の種別割の税率の特例】

法律改正にあわせて改正

附則第16条の2第1項 ①令和5年4月1日

【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】
規定の整備

附則第17条の2第1項・第2項 ①令和5年4月1日

【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る
市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

担 当

総務部課税課

市民税係 048-463-2852

固定資産税係 048-463-2875

庶務係 048-463-2851